

アクション・プランを実現するための志木市の提案

生活困窮者や障がい者、若年者に対して市と埼玉労働局が一体となって就職・生活支援を行う施設を新たに設置し、利用者の利便性を高めるとともに、効率的・効果的な就職・生活支援を実現します。

具体的には、現在、志木市庁舎1階にある「ふるさとハローワーク(ジョブスポットしき)」も取り込んで、包括的に「ジョブスポットしき事業」として下記の事業を一体的に実施することを提案します。その際、運営協議会を設けて市と埼玉労働局が緊密に連携するとともに、相互に要請を行える仕組みを設けることにより施設全体の運営の一体性を確保します。

1 市福祉事務所業務とハローワーク業務の「一体的実施」に係る提案

(1) 生活困窮者に対する協働した支援

ハローワーク職員が市福祉事務所に駐在し、生活保護受給者、住宅手当受給者、母子家庭等の生活困窮者の来所面談や家庭訪問への同席、又は受け継いでの職業相談・職業紹介、市就労支援員への指導・助言を行っていただきたい。

(提案理由) 稼働能力のある生活保護受給者や住宅手当受給者等が増加していますが、市の生活保護担当職員や就労支援員による対応には限界があります。就職支援について専門的な知識・技術を有するハローワーク職員と市職員が協働することにより、より充実した自立支援が可能になると思われます。

(2) 障がい者に対する支援の「一体的実施」

ア 「ジョブスポットしき」における障がい者の職業相談を拡充し、市障がい者等就労支援センターと一体的に就労支援を行うとともに、精神障がいや発達障がいのある方に適切に対応できる専門カウンセラーを配置していただきたい。

(提案理由) 平成22年6月から月2回実施している、志木市役所におけるハローワーク職員による障がい者の職業相談は、利用者から好評です。これを拡充し、市と一体的に就労支援を行うことにより、障がい者が身近な市役所で充実した支援を受けられるようにしたいと考えております。また、精神障がいや発達障がいのある方の利用が多いため、専門カウンセラーの配置により、より適切な支援が可能になると思われます。

イ 市就労支援員とハローワークとで、障がい者の求人開拓を共同で行っていただきたい。

(提案理由) 地域における障がい者の求人開拓は大きな課題ですが、市は、事業所への働きかけの経験やノウハウが不足しています。事業所に対する支援策を有するハローワークの職員と、市の就労支援員と一緒に事業所訪問等を行うことにより、効果的な求人開拓が可能になると思われます。

2 市の就労支援業務とハローワーク業務の「一体的実施」に係る提案

(1) キャリアカウンセリングの充実

ハローワークによるキャリアカウンセリングにより若年者の就職促進を充実していただきたい。

(提案理由) 我が国の経済情勢は一部に回復の兆しが見られるものの、若年者の就職雇用情勢は依然に厳しいものがあり、高校生、大学生等の新卒採用が難しく、いわゆる就職氷河期に正社員となれず、未就職のまま4月を迎えるおそれのある厳しい状況が続いています。

また、一方で、新規学卒就職者の早期離職率は依然として高い水準にあります。このような状況の中、志木市では、平成20年1月から若年者向け「キャリアカウンセラーによる職業相談」を志木市ふるさとハローワーク(ジョブスポットしき)内で月2回実施し、平成22年度は1月までで43人が利用しております。

引き続き、厳しい経済情勢が予想される中で、ひとりでも多くの若年者が就職できるよう、「キャリアカウンセラーによる職業相談」を充実していきたいと考えております。

(2) 「若年者就職面接会」の定期的な開催

「若年者就職面接会」の定期的な開催により、若年者の就職促進を図っていただきたい。

(提案理由) 新規に求職申込みをする若年者は増加傾向にあり、正社員経験のないまま35歳を超えていく者も多く存在し、若年者を取り巻く雇用環境は厳しさを増しております。

このような状況の中で、市といたしましても平成22年度、朝霞公共職業安定所と連携し、地域における中小企業の雇用促進を図り、若年労働者の安定した雇用の確保と就職意欲の喚起をはかるため、平成22年9月と平成23年2月に「若年者就職面接会」を開催いたしました。

若年労働力を求める企業と正社員を目指している若者が一堂に会し、面接会を行うことで、効率的に面接を行うことができ、新たな就職に結びつくと考えられます。

つきましては、ひとりでも多くの若年者が就職できるよう、若年者就職面接会の定期的な開催を要望いたします。